

南相馬市監査委員公表第8号

地方自治法第199条第7項の規定により、公の施設の指定管理者監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり公表する。

平成26年1月8日

南相馬市監査委員 高 倉 一 夫

南相馬市監査委員 志 賀 稔 宗

公の施設の指定管理者監査結果

1 監査の種類

公の施設の指定管理者監査

2 監査の期間

平成26年10月20日～平成27年1月7日

3 対面監査の実施日

平成26年11月28日

4 監査の対象

公の施設	指定管理者	関係所管課
原町老人福祉センター	株式会社 東武	長寿福祉課

5 監査の範囲

平成25年度に係る事務事業

6 監査の方法

指定管理者の公の施設の管理に係る指定管理業務が、条例及び協定書等の内容に沿って、適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、市の所管課に対しては、指定管理者に対する指導監督が適切に行われているかどうかの主眼をおき、協定書、関係諸帳簿及び指定管理者における諸帳票を調査するとともに、関係職員、団体責任者等からの説明聴取及び現地調査を行うなどの方法により監査を行った。

7 監査の結果

施設の目的達成に必要な管理運営については、概ね適正に執行されていると認められた。

しかし、一部事務処理において次のとおり指摘事項等が認められたので、指定管理者にあつては所管課との協議により、所管課にあつては指定管理者に対する指導を含め、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

なお、軽微な改善又は検討を要する事項については、口頭で指示した。

原町老人福祉センター

1. 指定管理者の名称
株式会社 東武
2. 指定期間
平成22年4月1日から平成27年3月31日まで
3. 指定管理料（平成25年度）
11,162,000円
4. 収支決算の状況（平成25年度）

収 入

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	差引増減	備 考
指 定 管 理 料	11,162,000	11,162,000	0	
利 用 料 金	2,100,000	1,989,400	△ 110,600	
自 主 事 業	700,000	604,410	△ 95,590	
合 計	13,962,000	13,755,810	△ 206,190	

支 出

(単位：円)

費 目	予 算 額	決 算 額	残 額	備 考
人 件 費	6,000,000	5,899,069	100,931	
消 耗 品 費	250,000	228,773	21,227	
広 告 宣 伝 費	0	0	0	
事 務 用 消 耗 品 費	60,000	180,000	△ 120,000	
通 信 交 通 費	70,000	93,831	△ 23,831	
燃 料 費	2,600,000	2,268,061	331,939	
水 道 光 熱 費	2,100,000	2,014,895	85,105	
租 税 公 課	0	0	0	
修 繕 費	30,000	47,250	△ 17,250	
賃 借 料	0	0	0	
管 理 諸 費	750,000	558,270	191,730	
車 両 費	0	0	0	
保 険 料	6,000	5,490	510	
そ の 他	15,000	347,187	△ 332,187	
自 主 事 業 経 費	550,000	517,600	32,400	
合 計	12,431,000	12,160,426	270,574	

5. 指摘事項

- ① 事業報告書中「収支決算」については、経費の計上誤りが多く見受けられ、正確性を欠く内容であった。指定管理者においては、正確な経理事務を徹底され、収支決算額に誤りがないよう留意されたい。また、所管課は収支に関する状況についても随時指導を行い、その内容については十分に精査されたい。
- ② 南相馬市老人福祉センター設置条例、施行規則等に定められている休所日、開所時間、使用料金の減免及び手続きについて、法令等に定めのない運用を行っている。今後、市民の利便性を考慮し、利用実態に即した法令等の整備をされたい。

6. 要望事項

施設の一部に高齢者が利用するには危険と感じる段差が確認された。施設の老朽化も進んでおり、今後、施設改修を計画的に実施し、利用者の安全性の確保に配慮した改修を望むものである。